

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合規則第 2 号

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び
小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 1 条 小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年小牧岩倉衛生組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

（小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年小牧岩倉衛生組合規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。